

地方の道路整備のための財源確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支えるもっとも基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望している。

過疎化・高齢化が同時に進行する厳しい環境にある中、地域が活性化し、持続的な発展を促すためには、地域内外の交流と連携を支える広域的な道路網から、教育・医療・福祉といった生命線となる道路の整備まで、道路整備は本市の極めて重要な課題となっている。

また、現在建設中の中国横断自動車道尾道松江線の整備が遅れると、その整備を前提として進めている関連道路網の整備や地域振興プロジェクトに重大な影響がある。

こうした中、本年4月1日の暫定税率の失効は、地方財政に大きな影響をもたらし、その後、税制関連法案などの成立により歳入が確保されたものの、今なお、暫定税率失効に伴う歳入欠陥に対する補填措置がなされていない。

また、道路特定財源等に関する基本方針及び骨太の方針2008が閣議決定され、来年度からの道路特定財源の一般財源化や最新の交通需要推計に基づく新たな整備計画の策定などについての方針が示されている。

よって、政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

1. 暫定税率の期限切れに伴い発生した地方の歳入欠陥については、地方財政に影響を及ぼさない方法により、国の責任において、速やかに補填措置を講じること。
2. 一般財源化に向けた議論にあたっては、その税の目的から、納税者の十分な理解を得た上で、遅れている地方の道路整備の実情を踏まえ、これまで地方に配分されてきた総額が、引き続き「地方枠」として確保されるとともに、今後の地方分権に向け、地方固有の財源である地方道路整備臨時交付金の継続など、地方が自主的に使える財源の充実を図ること。
3. 新たな整備計画の策定にあたっては、国際競争力の強化、生活者目線で安全・安心の確保、さらには地域間格差の解消等の観点から、地方が必要とする道路を確実に盛り込み、これらの道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
4. 国土の骨格を成す高速自動車国道については、国の責任において着実に整備するとともに、料金の引き下げ等による既存ネットワークの有効活用・機能強化のための措置を継続・拡充し、利用者の利便性向上に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

庄原市議会